

平成29年度第1回島根県生徒指導審議会・議事録

日 時 平成29年9月5日（火）

10：00～12：00

場 所 県分庁舎2F 教育委員室

●事務局

ただいまより平成29年度第1回生徒指導審議会を開会いたします。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の審議会は、公開にて開催いたしますので、よろしくお願ひします。それでは、島根県教育委員会を代表いたしまして、教育監が挨拶を行います。

●教育監

おはようございます。島根県生徒指導審議会開催に当たり、事務局を代表して一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、平素から島根県の児童生徒のごく当たり前の日常を支えるために、大所高所からご助言をいただきておりますことをまずもって感謝申し上げます。

さて、本日の審議会では、本年3月、国の方でいじめ防止のための基本的方針が改定されました。このことを受けまして、本県の方針をどのように改訂するのかということにつきまして、委員の皆様方からご意見を頂戴したいという目的で招集させていただいたところでございます。

昨今の全国的ないじめに係わる各自治体の対応については、様々な報道がされております。そういった中、国が示した改定内容を本県の方針にどのように盛り込むのか、忌憚のないご意見を頂戴いたしますようにお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

●事務局

続きまして、4月以降、新しく委員に就任された方もおられますので、当審議会についてご説明いたします。当審議会は、教育委員会の諮問に応じ、本県のいじめ防止のための対策など生徒指導上の諸問題について調査、審議いただくために、島根県附属機関設置条例により設置されております。

それでは、配付資料の確認をお願いいたします。事前に郵送させていただきましたが、資料1「県の方針に対する国の改定内容突合表」、資料2「県と国とのいじめの重大事態の方針等における記載内容比較」、以上が審議資料となっております。併せて、参

考資料を4種類同封しております。参考資料1「国といじめの防止等のための基本的な方針の改定ポイントについて」、参考資料2「国といじめの防止等のための基本的な方針新旧対照表」、参考資料3「国といじめの重大事態の調査に関するガイドラインの概要について」、参考資料4として本年6月1日に開催された「島根県いじめ問題対策連絡協議会の主な意見」。お手元にございますか。乱調等がございましたらお知らせください。

次に、本日の委員の出席についてご報告いたします。本日の出席者につきましては、お手元の名簿にありますとおり、10名のうち9名の委員に出席していただいております。したがいまして、島根県生徒指導審議会規則第5条第2項により、半数以上の委員が出席されておりますので、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

最後になりますが、4月以降、2名の委員の交代がありました。本日は、1名の新委員にご出席していただいているので、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●委員

おはようございます。どうかよろしくお願ひいたします。

人権擁護委員として、いろいろな活動をしておりますが、その中の一つを紹介させていただければと思います。一昨年から市内の中学校で人権出前教室をさせていただいている。リスペクトアザースをテーマに2時間の授業です。これまで年に1回の実施でしたが、今年度は市内の2つの中学校からの要望で、11月から12月にかけて人権出前教室を2回行う予定にしております。また、詳しくお話しする機会があれば、述べさせていただきたいと思います。

本日は、初めての会合で大変緊張しておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

●事務局

それでは本日の議事ですが、次第にありますように、「島根県いじめ防止基本方針の改訂について」としております。本年3月に、国といじめの防止等のための基本的な方針を改定し、新たにいじめの重大事態の調査に関するガイドラインも作成されたことにより、前回（3月22日）開催しました生徒指導審議会において、その内容を説明させていただきました。今日はその改定内容について、どのように県の基本方針に反映させたほうがよいのかについて、皆様からご意見をいただきたいと考えております。それでは、今後の進行につきまして、島根県生徒指導審議会規則第5条第1項の規定

により会長にお願いしたいと思います。

●会長

おはようございます。今年度第1回の生徒指導審議会ということでございます。

いじめ防止対策推進法が制定されてから4年になります。2013年の9月ですので、丸々4年になります。国が法律に基づいて基本方針を策定され、それに基づいて県でも基本方針を策定されました。このたび、国は3月に基本方針の一部を改定されましたので、それに基づいて県も必要な改訂を行うということで、今日の審議会の開催となりました。加えまして、国が重大事態に対する調査のガイドラインをお示しになりましたので、そのことについてもどのように盛り込んでいくかに関して今日の課題になると思っています。

生徒指導審議会は、今日の議題だけを審議するわけではないのですが、このいじめ防止対策推進法が制定されて以来、この業務が半分ぐらい入ってきたなという感じがいたします。いずれにしても、子どもたちの一番基本の人権の部分を支える大事なところですので、今日も県の方針の中にどういう形で盛り込んでいくのか、基本的な形をお示しいただきたいと思っております。

今日の議論に基づいて、具体的にどの文をどのように修正するのかということの原案については、今後、事務局で作成していただき次回の審議会でご提案していただけるということになっております。ですので、今日はどういった内容を盛り込むのか、どういった方針で改訂するのかという大枠のところのご意見をいただいて、そのことを取りまとめて、それを反映させる形で具体案を作成し、次の審議会にお諮りするというような形になるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、初めに、次第に2つ議事が並んでおりますが、先ほど申し上げましたように、国の基本方針の改定内容を県の基本方針にどのように反映させるかということだと思いますので、そのことでまずは資料1をご覧ください。資料1の左側が島根県の現在の基本方針での、右側が3月に国が改定した内容の県の書きぶりに対応する部分をその横に書き出したという資料です。ページ数が多いので、事前にご確認されるのに時間がかかったのではないかなと思います。今回は、現在の県の方針に全文加えていきましょうという話ではないのですが、どのあたりがポイントになっているかということについても、事務局から提案をいただいておりますので、そのことも含めて、事務局から説明をいただきたいと思います。

●事務局

島根県いじめ防止基本方針の改訂に向けて、ご審議いただくための資料について、少し説明をさせていただきます。

まず、島根県いじめ防止基本方針策定の経緯ですが、いじめ防止対策推進法が平成25年度9月に公布され、同年9月に施行されました。次いで、国がいじめの防止等のための基本的な方針を同年10月に策定しました。これを受け、平成26年4月に島根県いじめ防止基本方針を策定いたしております。本年3月には、国がいじめ防止等のための基本方針を一部改定し、さらに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを新たに策定しております。県のいじめ防止基本方針は、国の示した基本方針を踏まえ、県としていじめ防止に対する考え方を示したもので、その策定から3年が経過しております。また、国の基本方針の一部改定があったことから、このたび、県のいじめ防止基本方針の見直しを行うものでございます。

この見直しを行うための資料として、本日は2つの資料を用意しておりますが、まず、資料1をご覧ください。資料1の左側の側には、現行の島根県いじめ防止基本方針を記載しております。右側の側には、このたび改定された文部科学省による国のがいじめ防止等のための基本的な方針内容を県の方針の該当する部分の横に来るよう作成しております。

また、資料1の4ページをご覧ください。国の方針の改定内容の中で、特に今回の改定のポイントとなる部分を太線枠で囲んでおります。さらに事務局として、改定のポイントの内容のうち、県の方針に盛り込む必要があるのではないかという部分につきましては、あらかじめ赤色で示させていただいております。国の改定された内容をどのように県の方針に反映させていくのか、ご検討していただく資料が資料1でございます。資料1の説明につきましては以上でございます。

●会長

ありがとうございました。質問ですが、県は国の改定に伴って、県の基本方針を改訂される予定ですが、全市町村とも基本方針を策定されているのでしょうか。

●事務局

18市町村が策定しており、残る1市町村も10月に策定すると聞いております。

●会長

では、その市町村の基本方針と連携しながら、各学校が学校の基本方針を定めてい

るということでおよろしいですね。

●事務局

はい。

●会長

市町村の改訂作業は、この県の改訂作業とどういう関係にありますか。

●事務局

県の改訂作業との順序性はありませんが、県の改訂内容も参考にしながら市町村の基本方針も改訂されるところもあるということになります。

●会長

ということで、私たちの審議会の作業の進捗が、もし市町村の改訂作業に関係するのであれば、急がなければいけないと思っておりましたが、関係性がないという説明をいただきましたので、そのところは余り考えないということになります。

それでは、審議に入りたいと思います。県の基本方針は、「はじめに」があって、第1章、第2章、それから、資料1の裏側で第3章、第3章の4番目が重大事態への対応となっており、最後に第4章があるということです。重大事態は、資料2に出てきますが、この部分をどうするのかということがあります。県のいじめ防止基本方針の中には、重大事態が含まれていますが、国は重大事態の調査に関するガイドラインを別冊として策定されました。県におかれでは、この部分に関して全体のいじめ防止基本方針の中に取り込んでいくという方向でよろしいですか。

●事務局

そのように考えております。

【議事（1）】

●会長

そうしましたら、まずは、重大事態に関するところ以外について議論していただいて、後ほど重大事態に関するところを議論していただくということになります。

資料が膨大ですが、全部読んでいくと、大幅な変更があるようなところもありますが、大筋としては大きな柱立て等の変更はないようです。ただ、国の改定は書き込みが非常に詳しくなっているところもあり、その一つ一つについて、一応、県の基本方針との対照を資料1としてお示しいただいたので、この赤い部分について1個1個入れる

のか入れないか的なご議論をいただいても良いのですが、どうしましようか。重複する部分も当然出てきて、内容的に前にも書いてあって後ろにもあるっていうところもあります。国が追記した部分を全部県の方針に加えるのであれば、別に県の方針を改訂しなくても、最初から國の方針を使えば良いのではないかという話になりますので、審議会としてはどのような、どの程度、あるいはどのように取り入れるかという、そういう議論になるのかと思います。

県の基本方針の構成を改めて説明しますと、第1章は基本的な考え方ということで、大きな番号としては、基本理念、定義、防止等に関する基本的な考え方、その考え方が（1）から（5）までで、いじめの防止、早期発見、対処、地域や家庭との連携、関係機関との連携についてです。それから、大きな4番がそれぞれ県、市町村、学校、保護者に、あるいは子どもたち自身にも役割がありますので、その役割についてまとめたところになります。この部分について、国がどのように書きかえているのかというのをご確認いただくことになるかと思います。

(はじめに)

資料1の3ページに、本文ということで、「はじめに」が、これはもちろん県が独自に書いたものですが、この部分について修正意見がありましたら承りたいと思います。

「はじめに」は、結構大事なところです。全体について基本的な認識が示されていて、子どもたち自身の自尊感情とか人権感覚を培うということが一番大事なことだということが書かれています。3ページの中ほどの「島根県は・・・」という最後のパラグラフに、「この基本方針は、策定後の状況の変化に応じて、適宜、見直しを行う」と記載されていますので、国の改定等を受け、今回、見直しを行わせていただくということになりました。委員の皆様、「はじめに」の部分、ご意見ございませんか。よろしいですか。

(第1章)

それでは、第1章に入ります。第1章は、いじめの問題に対する県の基本的な考え方ということで、1番が基本理念、2番がいじめの定義ということになります。1番の基本理念ですがいかがでしょうか。3ページですが、何かお気づきの点はありますか。ないようですので、次に2番のいじめの定義に入ります。4ページをご覧ください。左

側の上に、いじめの定義が枠囲されています。「いじめ」の説明と、その下に少し解説がついていますが、2つ目の※の物理的な影響のところをご覧ください。「物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかに見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。」という書き方をしていますが、その左側に国は「けんか」のところを、「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする」と、こういう書き方に変わってきているということです。これがさらに、いじめの認知に係わるところなのですが、「この定義を踏まえ」というところ、「いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要である」に追記して、左側に「例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が、謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当する」ということになるので、事案としては、これを認知してくださいという書き方になっています。かなり微に入り細にわたって改定されています。これを県の方針に書いていくのかということ、あるいは書くとしたらポイントは何になるのかとか、そのあたりについてご意見をいただきたいと思います。

●委員

国の改定内容がだんだんと綿密になってきて、この内容を受け取る側がどう読み取っていくかということが難しくなってきていると思います。改定の方向性については良いと思いますが、もっと親しみやすく、読みやすく、わかりやすく県の方針が作れば良いなと思います。さきほどの4ページの赤字のところですが、見えない所をどう把握するかっていうのはとても重要なことだと思います。

これまで、言ってきたことですが、やっぱり学校の中に人権文化、教職員はもちろんですけれども、児童生徒の中にもそういう文化をどう育てるかということが非常に重要です。それがもしないならば、いくら見ようとしても見れない、あるいは、アンケートをいくら実施しても、例えば子どもたちが学校に対して信頼していなかったのな

らば、アンケートを何回実施してもあまり意味がないと思います。だから、アンケートを実施して生徒の本音が出てくるなら、学校はそれを受けきちんと対応する。あるいはアンケートを実施しなくても、日頃から教員が自分たちをどう見てくれているのか、自分たちの姿をいつも見守ってくれているのか、そういうところが私は一番大事なところではないかという気がします。ですから、4ページの赤字を加えること自体は良いと思いますが、その背景となるものをどう養っていくのか。これは繰り返し言っていることですが、方向としては、教職員の人権意識を高める、そのためにはやっぱり学校長のリーダーシップも非常に重要なと思います。

私の孫は、今、中学生ですが、小学校時代、非常に大きい問題があって、少しそくなつてあるような実態を見ていますが、やっぱり学校全体としての取り組みとか、学校長の姿勢とかが非常に大きくかかわっていると思います。

それともう一つは、学校全体の取り組みをするためには、教職員のゆとり、精神的なゆとりと時間的なゆとりの両方が必要だと思います。それをもっと確保することが大切です。私の身近にも教員として勤めているものもたくさんいますが、その日その日の生活や、生徒への対応とかいろんなことに追われて、なかなか生徒とゆっくり向き合う時間が少ないっていうのが今の現場の実態ではないかなと思います。生徒と向き合う時間を確保することについて、もっと条件的に整備していくかないと、いろんな立派なことを方針に書いても、絵に描いた餅になるのではないか、少しそういう危惧があります。どこが悪いということではありませんが、そういう視点をもっと入れていったほうが良いのではないかということを全体として感じます。

●会長

最初に、非常に大切な点をご発言いただき、まさにそのとおりでありまして、事務的にという言葉は適切ではないと思うのですが、国で基本方針を定められたので、それに従って、県も事務的にそれを改訂するっていう作業を行っているところです。

しかしながら、実効性のある対策になかなかなっていかないし、第一、現場でお忙しくしておられる先生方の目に届くことがどれぐらいあるだろうかっていうようなことを、そのためには必要な校内体制、それから、何よりも先生方の子どもと向き合う、子どもに目をやる時間が必要ではないかというご指摘をいただいたと思います。

同じようなことが参考資料4の「島根県いじめ問題対策連絡協議会の主な意見」にも書かれていますが、やはり先生方の人数の問題、それから多忙化の問題など、そういう

ったことに取り組まないと、基本方針を策定したからといってうまくいかないということについても、参考資料4のいじめ問題対策連絡協議会の委員から意見があったと思ております。

●委員

4ページのポイント1で示されたところは、とてもイメージ的にわかるように示してもらってよかったです。左側の現行の文章でも、行間の中には入っていると私は思っておりました。被害者に着目した見極めが必要である、この見極めの中に今の背景などが入っていると思いますが、やはり改めてキーワードを上げられると、やっぱりこれは必要だと思います。

私もこの書きぶりを見て少し思い出したのが、過去に突然ある中学生が金髪になって、大変な風変わりで学校へ来たことがあります。その容姿だけをもって強く指導をしたわけですが、実は、友達の圧力でそういうふうにさせられた、金髪にさせられたという背景がありました。背景というキーワードの視点がなかったら、目の前にあらわれた、金髪で大変な格好をしてきたというところを指導していきますが、どうしてこんなことをしたのだと言っても、自分からは絶対にやらされたとは言わないので。そうした背景がわかったのは1ヵ月後で、そういう理由が背景にあったのだということがつくづく思いました。やはり、見た目すぐに頭ごなしに指導してはいけないなということを反省したわけですが、そういうことを考えるにつけても、文章の中に、きちんと背景というキーワードを押さえるという意味でも、現文に対して、明らかに加えたほうが良いと強く思いました。

●会長

ありがとうございました。現行の文章にも、「いじめられた児童生徒の感じる被害性」という言葉が入っているわけですが、背景にある事情の調査っていうことについては現行の文章には書かれていないので、そのところも大切なところだというご指摘をいただきました。

今、ポイント1と発言されたわけですが、参考資料1に「国といじめの防止等のための基本的な方針の改定ポイントについて」として事務局にまとめていただきしており、主なポイントとして1番から7番までございます。2ページにわたってまとめられていて、1番がいじめの認知、2番がいじめの防止基本方針、3番が・・・、とされていて、枠囲いのそばに記載してあるポイントの番号は、参考資料1に対応している番

号です。

委員からのご発言は、ポイント1ということですので、いじめの認知に関しては、調査のことが含まれているというご指摘をいただきました。これについては、事務局も書き加えた方が良いという判断があります。

という感じで少し議論をしていきながら、新しく書き加えるところをどう入れていくのかを議論していただくのですが、先ほどの委員が発言されたように、そうやっていくと、ある一定程度必要な記述がどんどん入ってきて、大冊になってしまふことが想定されます。

今の県の方針は何ページありますか。読もうと思うと結構決心が要ります。県の方針は16ページ、プラス表紙と目次で18ページ、国の方針は42ページある。プラス、表紙と目次が2ページ続いて、後ろに早期の気づきとか、大事なポイントをまとめたものが数ページ、5枚ぐらいありますので、これも結構な枚数です。現在、市町村とか学校の方針は、どのぐらいの枚数でしょうか。平均ってみたことはありますか。

●事務局

特にそういうデータはありませんが、県の方針よりもさらに簡素化した方針を策定している学校が多いと思います。

●会長

県の方針を読んでいただくようになると、ダイジェスト版を作成した方がよいと思います。文部科学省は、様々な資料を作成されるときに1枚、概要版を乗せられます。自分の中ではそういう構想があり、後ろに本文はあるのだけども、ポイントだけをまとめたところがあるっていうのはあっても良いかなと思います。

ポイントをまとめるという以上は、あんまり2枚も3枚になってはいけないので、できればA4判の表側だけ、場合によっては裏側まで。文部科学省はポンチ絵をつくり、そういう図式を描かれるのですが、よくできたものは読めるのですが、よくできてないものは逆によくわからないこともあります。その辺も事務局と工夫して作成してみたいと、そういうこともちょっと考えながらですので、本文には必要なボリュームを盛り込んでいくしかないと思いますので、そのことはそのこととして対応したいと思います。

今、4ページのポイント1のところを委員からお話しいただいたのですが、その後の追記のところは加えなくて良いということにしたいと思います。

その次に、第1章の大きな3番ということで、今度は「いじめの防止等に対する基本的な考え方」ということを（1）から（5）までにまとめています。（1）が「いじめ防止」、（2）が「いじめの早期発見」、（3）が「いじめへの対処」、（4）番が「地域や家庭との連携」、（5）番が「関係機関との連携」と、この部分は全て後ろと少し重複してくる部分です。なので、この位置付けをどうするのかを少し考えないといけないと思います。

例えば「関係機関との連携」ということは、第2章の（1）に出てきますし、未然防止は第2章の大きな3番に出てきますし、4番が対処について頭出ししているような感じで書かれています。だから、ここを繰り返し書くかどうか少し考えた方が良いかもしれませんなと思います。第1章だけを読めば良いよという形になっているのであればそれでも良いと思いますが、後ろの章との関係も整理したほうが良いのではないかと思いますので、第1章については、国の追記はあまりないということになっていますが、第2章以降を見ていただくとわかるように、例えば関係機関の連携でも、今回はかなりスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとかの名前を挙げて関連性が書かれているので、書こうと思ったらここにも書ける。ただ、どこで書くかということになります。少しこのところは一応対応箇所なしということになっていますが、実は後ろのほうにあるので、後で検討させていただきたいと思います。

第1章の大きな4番に行きますが、「いじめの問題に対する役割」ということで、（1）が島根県、（2）が市町村、（3）が学校、（4）が保護者、（5）が児童生徒で、（6）が地域ということになっておりますし、一応、資料1の6ページの右側に書かれているのは、先ほど少し触れましたが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置とか、弁護士等の専門家の派遣などとのことが記載されていて、先ほどの委員のご発言にもありました、「教員の行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る」というように書かれていて、追記として、「教職員が子供と向き合い、そういうことが適切にできるようにするために、生徒指導専任教員の配置を含む・・・」ということが書かれています。これは、国がお金をつけるということを宣言しているのでしょうか。予算の裏づけがないのにこう言っています。言っているだけでしょうか。

●事務局

要求をしたという記事を、新聞でみました。

●会長

国は、書いている以上は要求しているのかな。これを県の方針に書いたからといって、予算が担保されるわけではないと思いますが、大事なことなので書いておきたいと思います。

いわゆるチーム学校というように言われているわけですので、個々の担任の先生だけに全部の負担がかかるないように、チームとして取り組み、適宜、外と連携することによって専門性の高い支援ができるケースもあるということを、どこでどう盛り込むかという話になるかと思います。

特に、役割のところで県の基本方針にこれを書くと、国が県にこういうあれがありますよと言っているので、県版にこれを書いたところでどうってことはないような気がしますので、こここのところを直接ここに入れるかどうかは少し考えさせていただいて、先ほどのあったように、チームを組んで、現場の先生方が少し楽に支援できるようないいところはどこかに入れないとけないと思いますが、ここに入れるかどうかは少し検討させていただくということでよろしいですか。

●委員

はい（一同了承）。

●会長

第1章の大きな4番の（2）以降も、保護者や児童生徒について大事なことがたくさん書いてあるのですが、これもどっちかと言えばダイジェスト版になっていて、本編は後ろにきているようなところもあるのです。このあたりも少し前後の関係を見ながら進めたいと思います。

(第2章)

第2章に行ってよろしいでしょうか。第2章は、県が実施する取組・対応ということで、大きく1、2、3、4と書かれているということです。これが一つの柱になっています。これは国との対比で、様々な書き込みがされているので、ご意見をいただきたいと思うのですが、まず、はじめの大きな1番は、「いじめの防止等のための組織の設置」についてです。（1）が「関係機関と連携を図る組織の設置」、（2）が「教育委員会の附属機関の設置」、大きな2が「子どもを見守る環境を整える」とい

う構成になっていますが、まず、1番の「いじめの防止等のための組織の設置」は、章立てとか中の項目の整理とかいうことも、この際ですからご意見があれば承ります。

8ページ以降の右側との対応については、(1)のところで連携は何のためにするのかというようなところが修正されていましたり、それからスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは何度も繰り返されていましたり、後からも出てきますが、いかがでしょうか。県の書きぶりと比較すると、そんなに大きく異なってはいないのですが、提示される専門機関の具体的な名前が少し細かくなっているということだと思います。

●委員

法務局や警察等の書きぶりについてです。8ページの右側には、法務局又は地方法務局という書きぶりになっていますが、島根県には、松江地方法務局があります。本局は広島にしかありませんので、もしも県版に入れるとすれば、地方法務局の表記で良いと思います。

●会長

当然ながら、その後の都道府県警察も県に応じてということになると思います。これは国の文書ですから、全国版で通用するという書きぶりになっています。いずれにしろ、現在の県の基本方針には、学校、教育委員会、私立学校主管部局と記載されており、県の私立学校主管部局は総務部総務課となります。それから、福祉部局、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される連絡協議会という書きぶりになっていて、これを8ページの右側のように修正するということになります。

ここに記載されているいじめ問題対策連絡協議会は、参考資料4に記載されている協議会ですが、このメンバーシップについてある程度の具体的な機関名をあげてベースにしなさいというような文章になっていますので、少しこの辺は具体的な状況を見ながら、必要なものを入れさせていただくことにします。これはぜひ入れたいという機関等がありましたら、ご意見をいただきたいと思います。特にこの部分、ご意見ありませんか。そうしましたら、組織の構成メンバーについては、少しバランスを見ながら修正させていただくということにしたいと思います。

次が2番の「子どもを見守る環境を整える」ということで、(1)が「通報及び相談体制の整備」ということになります。ここには追記がございます。先ほどあったように、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーという具体的な名称が上がっているとともに、教育相談センター等のいじめに関する通報や相談体制を整備した

場合ということで、保護者や子どもへ周知するというようなことが書かれていて、その窓口の活用について追記されているということになります。

これについては、現在の県の基本方針には、相談できにくい児童生徒のいじめに関する訴えを受け付けるための窓口について、学校や市町村と連携を図りながら整備を検討すると記載されていますが、もう一步踏み込んで書いたほうが良いと思います。国の改定分を使うかどうかはともかくとして、多様な窓口を用意することと、そのアクセスについて、子どもたちが情報を知っていることがポイントであると思います。

●委員

スクールソーシャルワーカーについて、今回の国の改定分にはたくさん使われていて、それは良いと思うのですが、その言葉とか内容とかそのものがなかなか認知されていない、知られていないのではないのかなと思います。ここに書き込むことは良いと思います。ただ、もっと教職員や生徒や保護者の方に周知されていて、相談できるというところにつながらないと、せっかくこういう制度があるのに活かせていないのではないかと少し心配しています。そういう手立てができると良いなと思います。

●会長

具体的な手立てではないのですが、8ページ右下の追記文のはじめの書きぶりがパラグラフ、後の方は児童生徒、保護者等に積極的に伝える取り組みを行うっていうことになっていて、この取り組みを行わないといけないということになりました。ここは少し、現在の県の基本方針の書きぶりが「整備を検討する」で終わっていますので、もう少しこれを進んだ書き方にしたほうが良いかなということで、ここを変えさせていただくという意見でよろしいですね。

次に、(2)が「関係機関、地域、家庭、民間団体との連携強化、民間団体への支援」、(3)が「教職員等の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等」です。これは後ほど出でますが、今回の国の改定では年間の生徒指導やいじめに関する校内研修を、以前は1回以上と記載していたのが、複数回に変更してあります。ですので、ここも、先ほどの委員からも発言があったように、やはりこれは管理職の意識の問題でもあると思います。これもしかるべき場所に入れ込みたいと思います。

(4)番の「学校相互間の連携」、(5)番が「保護者に対する支援」、(6)番が「学校と地域・家庭との連携協働体制の構築」です。9ページ右側の中ほどにある幼児期の記述をどこに入れるかということですが、ここは連携についてのところなので、

追記箇所としては合わないかもしれません。幼児期からの取り組みは大事なのですが、これについて、どこに書き加えたら良いでしょうか。未然防止もかなり大事なところです。国の改定文には、就学前のガイダンスの機会のこと書いてあるのですが、幼児期の対策・対応について、特に保育所にどう周知するのかはすごく大事です。このあたりを教育委員会に言っても、教育委員会の所轄ではないので難しいと思いますが、県全体として保育の中でのいじめの未然防止についての幼児期からの取り組みをどこかに入れさせていただくっていうことによろしいですか。

●委員

はい（一同了承）

●会長

ありがとうございました。いじめの認知は、すごく難しいのですが、例えば年長さんの保育などを1日見ていると、認知に該当するなと思うものは結構たくさんあります。

小さい子どものことですので、それを必ずしもしいじめと言わなくともと思うところと、それからこの頃からやはり人権というものの最初の触りどころではないかと思うところもあると思います。だから、その辺の意識、保育所の意識の持ち方ということはすごく大事だと思いますので、ぜひどこかに書かせていただきたいと思います。

●委員

そのときにやはり言葉が大事になってきます。「伝える」とか、気持ちを言葉にするというようなところも盛り込めたら良いと思います。言えるか言えないかで随分違うと思いますし、言われたか言われなかつたかでも随分違います。それをまた伝えるとか、認知するところでは、関わる大人が、先生だけではなくて、保護者も含めて、言葉で伝えるという感覚をどれだけ磨けるのか、磨いてあげるのかということを、難しいとは思いますが、何か伝えたいと思います。先ほどの人権感覚が基盤にあるというところと繋がっていることだと思います。

●会長

教育委員会の所轄ではないと思うのですが、いわゆる乳幼児期の保護者に向けての人権感覚醸成の取り組みみたいなものありますか。

保育所のお迎えの時間に玄関にいると、きつい言葉が飛び交います。本当に自分がごめんなさいって謝ろうと思うぐらい、「もう、早く行くよ」、「何しているの」みたいな。「すみません」と自分が謝りたくなるようなところがあります。もう少し優し

く言ってあげたほうが子どもは動くのにと思うのですが、なかなかお母さんたちも余裕がないようです。子どもたちは、荷物を引きずるように連れていかれて、その時の言葉の一つ一つが友達との関わりの言葉になって出てきます。難しいと思いますが。

●事務局

人権感覚に関しては、PTAの研修会ぐらいだと思います。

●会長

先ほどの委員が言葉と言われるのはそういう意味で、大人の子どもに対する言葉っていうものがやはり子ども同士の言葉に繋がっていると思います。

●委員

学校、保育所、幼稚園だけではなくて、社会全体の大人の言葉の使い方というのは、例えばマスメディアも本当に汚い言葉を使っていますが、あのような場面がたくさん映像として目に入ってくると、子どももそれを聞いてるので影響があると思います。

●会長

そうだと思います。子どもたちの会話の中にやっぱりどんどん出ます。例えば、この基本方針の中にあまり言葉っていう話は出ません。先ほどの委員がリスクトアザースの話をされました。他者に対するリスペクトっていうのは、やはり言葉を通して示されるというのはすごくあると思います。

●委員

ひっくり返して、いじめが起きにくい環境づくりというのが、11ページの右側の上の修正・追記の太枠の中にも書いてある「いじめが起きにくい、いじめを許さない、環境づくり」ですが、この辺はもっと書き込んで欲しいです。もっとパワーの要らない部分で、予防的な部分です。

●委員

言葉は、会長が言われるよう非常に大事です。自分の気持ちを相手に伝えるには、もちろん態度もですが、言葉というのはやはり重要だと思います。孫たちの様子を見ていると、家庭では使わない言葉を結構使うので、どこで覚えるのかなと思います。もちろん友達同士で覚えるということも、これはこれで大事なことです。その言葉はどこから来ているのかなというと、やはりメディアを通しての言葉、こんな汚い言葉は我が家では使ってないのに、どんどん入ってくるのです。これはやむを得ないかもしれません、どういう対策ができるのか、マスコミ相手になかなか難しい話な

のですが、どうなのでしょう。平気で他人を傷つけるような言葉を当たり前に使っているように感じことがあります。子どもたちはさほどには思っていないのかもしれませんが、大人が聞いたら、これはおかしいなというところは幾つもあります。

●会長

難しい話だと思います。過去にある階層の方々が通われる学校の運動会を見る機会があり、「頑張れ」「勝て」とかと言うのではなくて、「お勝ちあそばせ」って、これには何かすごく驚きました。「お勝ちあそばせ」って、どこの学校かは言いませんが、実際にそういうことがありました。少し全体にマニュアルのような、マニュアルではないような感じになっています。国の書きぶりがそうなので、結局、全体的にマニュアル的になっている部分があるのですが、今、発言されたように、もう少しいじめを根本的に防ぐ、あるいは環境として良いもの、教育環境の一番のベースのところをどう整えるかということに関しては、県なりの理念のある書き方ができても良いのではないかかなという感じがしますので、その辺を少し工夫してみようと思います。

今、言葉の問題について発言いただきましたが、少しそういう観点からも発言いただければと思います。

9ページの左側の下のところ、(6)番の「学校と地域・家庭との連携協働体制の構築」で、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入などについて書いてありますが、この辺はいかがですか。今、県内に学校運営協議会を設置している学校はあるのでしょうか。

●事務局

出雲市は全ての学校で設置されています。

●会長

「コミュニティ・スクール」と検索をかけると、島根県では出雲市がヒットします。9ページの左側の中ほど、県の基本方針にも、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や・・・という書き方がしてあり、国の書きぶりと大きくは違わないのですが、保護者や地域住民というセンスで書かれているのかというと、なかなかそうでもないようです。この辺は書きぶりの問題だと思います。

今回の改定ではPTAとの連携などが一つのポイントになっていますので、その辺もどこかでは踏まえないといけないと思います。大きな事態が起きたときにPTAの協力をということではなくて、やはり日頃からいじめへの対処に関して連携していくこ

とが、参考資料1の2ページのポイント6に保護者及び地域に対する周知として、PTAの協力を得ることが明記してあるというのが今回の一つポイントになっているということで、この辺についてもどこかに書いていきたいと思います。

●委員

9ページの右側の中ほどにある県の現在の書きぶりは、さらっとPTAからスポーツ少年団まで並列的に書かれており、それで学校運営協議会とかとの体制の構築ということが書かれています。子どもたちが学校外で過ごす時間というのも結構ありますが、その中でもやはり放課後児童クラブとかスポーツ少年団で過ごす時間が結構あると思うのです。こうした中でのトラブルもあるというように聞いておりますので、そうした組織の指導者と学校の先生方との連携をもっともっと密にしていただくような、構成を意識していただきたいと思います。

今、学校の先生方の勤務時間の問題がクローズアップされておりまして、部外の指導者を活用するということが言われています。そうなると、こうした問題が今後出てくるのではないかなどと思います。何かその辺をもっと強力に、学校の生徒指導の回数は何回以上とか書いてありますが、やはりこうした先生方との会は、現在はどのようになっているのかなということも、少し疑問を持っております。年に何回かは意見交換を実施されていると思うのですが、かなりの子どもたちが児童クラブでお世話になっている現状を考えますと、何かこうしたことをもっと打ち出していただきたいと思いました。

●会長

ありがとうございました。確かに、放課後児童クラブ、スポ少、大切なところが書いてあるのだけれども、その指導者、指導員の方々と日常的に実質的な連携ができる関係をどう構築しておくかということが一番大事なところであるというご指摘をいただいたと思いますので、そういう書きぶりになるように少し注意してみたいと思います。

このことは、本当に大事で、実際、いろいろな相談がたくさんあるようです。放課後児童クラブの指導員の方が学校の先生へ子どもたちのことで困っているのですがと言うと、隣に学校があるのだけど、いや～、なかなかつらい感じです。担任の先生も時々、放課後児童クラブとかに見に来ているようなのですが、今日は話しあしないよっていう、その辺がなかなかうまく繋がっていない実態があると思います。

●委員

私は、放課後児童クラブを見学したことがあるのですが、やはり厳しい状況があります。特に、明らかに発達障がいのある子どもがいると、その子がみんなをかき回すように動き回り、指導員はそれにかかりつきりで、それに対して学校側とどれほど連携がとれているかと言ったら、困った、困ったで、困ったことしか伝わらない。なかなか学校も一緒に解決しようということはない。小学生のいじめが全体の6割を超えているという中で、結構こういう学校を離れた場のトラブルというものが原因になっていることがあるようです。先ほどの委員も発言されたように、そういうところで具体的に学校も取り組んでいけるような、そういう形になると良いなということを感じております。

●会長

非常に難しい問題ですが、実際に現場で起きている状況をお話しいただきました。

●委員

さきほど話題になりました学校運営協議会というのは、出雲市だけにあるということでしたが、その仕組みとか中身がよくわからないのです。それと、学校評議員制度というのは多分各学校に全てあると思うのですが、それとはどういう関係なのか、補完関係なのか、それともまた別のものなのか。その出雲市でやっている学校運営協議会というのは非常に成果を上げて、県内に広めるべきものなのかどうかっていうところをあまり知らないもので、少し説明をしていただければと思います。

●会長

形式どおりに説明すると、学校評議員制度は、学校で行われている様々な行事、あるいは会計面とか、そういうものを外部評価するという役割があり、年度のうちに1回、もしくは2回くらい開催されるとのことですが、コミュニティ・スクールのこの仕組み自体は、学校の教育課程とか様々な行事のあり方そのものについて、地域の方々が委員として入って、学校へ提案し、その地域からの提案を取り込みながら学校運営に活かしていくことが基本的なスタイルなのですが、その辺について、もう少し詳しいご説明を事務局からしていただくとありがたいです。

●事務局

会長にご説明していただいたとおりなのですが、様々な場面で地域の委員が学校に出かけていって、学校のいろいろ行事も含めて、ご意見をいただくというのがコミュニティ・スクールです。予算に対しては除かれますが、人事には意見が言えるという

ような仕組みで、地域の委員が一緒に学校経営に参画していただくというところが学校評議員会との違いになります。

●会長

外国では、多分、力を持ったそういう制度があるわけですが、人事や予算までにも関わっていて、何かそういうところもありながら、それとはまた違う感じです。それで、構成メンバーとして、先ほどのいろいろな外部団体がどの程度、例えばPTAがこの中に入っているのか、それとも、どういう人たちが入って構成されているのかというところもわかれれば教えてください。

●事務局

構成メンバーは、学校に任されているようです。実は、私は発足当時のこのメンバーに保護者代表として入りました。保護者も複数名が参画し、それから地域コミュニティのいろいろなお世話されている方等も交えながら、生徒も一緒に入って、学校をどのようにするかという意見交換したということを記憶しております。

●会長

コミュニティ・スクールは、今からどんどんある意味積極的に活用して、カリキュラム自体が地域に開かれたカリキュラムということになっていくわけで、地域を活用した学びの中で大事な制度になっていくと思いますが、なかなか、広まっていかないような感じしております。

●事務局

今年度ぐらいから文部科学省が少しねじを巻いて、表現としては、やるかやらないかではなくて、いつやるかという表現で広めていこうというように少し姿勢を変えてきていると思います。

●委員

生徒が入っているのですね。

●事務局

そうです、生徒会の代表などの生徒が入ります。

●会長

ありがとうございました。次に9ページ下の「いじめを未然に防ぐ」に行きたいと思います。

ここは、すごく大事なところですが、項目としては（1）～（5）まで、そこでボ

イント2として10ページの下にいじめ防止基本方針のことが、書き加えになっています。

●委員

ポイント2の書きぶりに少し違和感がありました。組織や対応等が評価される、評価されるからきちんとやれというように読み取れます。国は、こういう書き方をするのかなと思いました。後々評価されるのだからしっかりやつとけよ、というように理解でき少し違和感があります。

●会長

学校評価の評価項目にこうしたものを取り入れるということに一応は決まっています。言ってみれば、その対策をしっかりとやっているということが最低限の評価対象になるというような書き方をしています。

学校評価の話は、触れなくても良いと思うのですが、学校で防止について恒常的に取り組み、点検していただくことが目標ですので、それに向かってどう書くかということになります。

現在、県の取り組みとして、学校評価において、こういうふうに踏まえて、こうできるように必要な指導助言を行うということになっています。難しいことですが、評価があるのでしてくださいというような書きぶりには見えないほうが良いと思います。

教職員評価についても、11ページの初めのところに書いてあります。一人一人が責任を持って、自覚をしながらやってほしいということを書くとこういった書きぶりになります。

●委員

評価というのは、チェックということですよね。

●会長

いわゆる教員評価です。国の書き込みがかなり細かくなりました。発生したときに隠さずみたいなことが書いてあります。少し残念な感じがします。隠さずは良いけど、本当は気づかずが問題なので、ここまで書かなくて良いのかなと思います。

●委員

9ページ下の未然防止の（1）のところですが、人権意識の高揚と豊かな心の育成というところに、島根らしさにもなるのかなと思うのですが、集団づくりや人間関係づくりというものを盛り込めないかと思っています。小さな学校が多い県ですし、本当

に固定した人間関係の中で、いろんな問題が生じやすいという特色もあると思いますし、それから、今の子どもたちは、個々で楽しめることをたくさん持っていますので、あえて煩わしい人間関係は必要ないと思い始めている子どもも多いと感じていますので、未然防止の中に、人権感覚を高めるとともに、人間関係をつくる環境であったり取り組みであったり、そのようなものにも注目してというようなことが盛り込んでいけたらなと思います。

●会長

様々なやり方があるし、そういう研修も行われているので、学級経営や学校経営の中にそういうことを活かしていく、それから、今、発言されたことは、固定的な集団だけではなくて、学校間で交流するとか、違う地域の様々な集団と交流するという取り組みの中で、やわらかい人間関係をつくっていく力みたいなものを培うということだと思います。特に、今、コミュニティの話が出てきたので、コミュニティの一番の効用は、そういうところにあると思います。それでは、この辺の少し書きぶりを工夫して、島根らしさとかの特色を出していきたいと思います。

ネットパトロールの話が（3）にありますが、学校ネットパトロールの実施ということが書いてあります。県は、今、事業を実施していますか。

●事務局

昨年度をもって、学校ネットパトロール事業を終了いたしました。

●会長

いわゆる、そのパトロール的なことでは対応できないようなメディアで子どもたちが繋がっているということがあります。その辺のメディアの話は少し後ろに出てきます。ネット上のいじめの問題は、21～22ページにあって、22ページに情報モラルのことでの書き込みがあります。これがいかに重大なものかということに関する教育を行うことが必要だっていう書き方です。生身の手応えがない分だけ手軽にやってしまって、その割には事態が大きく動きます。先に行きましたが、21～22ページにも出てくるので、ここであえて書かなくても良いかもしれません。

今、10ページ、11ページのあたりで、12、13ページはあまり書き込みがありません。さきほどの未然防止について発言いただきましたので、それには対応するとして、11ページの下のほうにもまた外部機関ことが繰り返し出します。どこかで入れれば良いので、何度も繰り返して入れなくとも良いと思います。以上で第2章は終わります。

(第3章)

14ページの第3章に入ります。第3章は、学校が実施する取り組みや対応について県は次のようにまとめています。大きな柱が4つありますが、まずは、はじめから3つのところです。1つめは、学校いじめ防止基本方針を策定してくださいという記述。それから、2つめは、いじめ防止等の対策のための組織を学校に設置してくださいという話。それから、3つめは、その中でいじめ防止等について、具体的な対応をどのようにしていくのかとなっています。（1）がいじめの防止、（2）が早期発見、（3）が実際にいじめが起きたときの措置、そして（4）がその他の留意事項という構成になっています。

第3章は、書き込みがたくさんありますので、全体を通してお気づきのところについて発言いただき、それを取り入れて修文していくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員

はい（一同了承）

●会長

右側の赤字で書かれたこの内容は、現行の基本方針に欠けていて、大事なので入れておかないといけないということも含めて、お気づきのところがあつたらご発言いただきたいと思います。個人的には、余り詳しく書かなくても良いなという感じがしています。

例えば15ページの上のポイント2と書かれたところは、先ほども出てきましたが、学校評価の項目に位置付けるということよりも、ここで書くべきことは、やはり定期的に面談するとか、子どもと話をするとか、保護者と話をするっていうことを大事にしてくださいということのほうが大事なので、それをしていないと学校評価がどうのこうのっていう問題よりもそっちのほうが大事なような気がします。ただ、それは、やはり時間の問題もあるので、難しいこともあるのだろうと思っています。

●委員

19ページの右側の中ほど太枠の中に、「すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る」と書いてあります。ここまで国が書くというのは、やはり自分の力量を下に見られたくないということで隠してしまう実態があるということだと思います。な

ので、組織で対応ということはよく言いますが、どうしても自分の力で処理してしまうとか、露見するまでに自分で対応しようとか、あるいは自分が指導力のない教員だと思われたくないとか、そういう意識があるから隠す事例が多くなっているということを強調しているのかなと思いますので、そうなると県の方針にもその辺はもう少し書いておいたほうが良いのかなと感じました。

●会長

わかりました。ここに書かれていることは、隠す隠さないということよりも、多分即時対応の徹底ということだと思います。情報共有や即時対応を図るということで、それをしないと子どもたちから見ると何もしてないように見えて、信頼感を失うということが大事なことになりますので、迅速に対応するということ、それから情報共有を図ること、その辺が取りかかりの一番大事なところですということを書かせていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

今回、新しい項目として、19ページの右側の下のほうから書かれているのですが、いじめの解消をどう判断するのかということに関して、国が2つの基準を示しています。いじめではないのだけれど、言ってみれば、学校に再調査をかけたところ、解消しているっていう回答がちょっと多過ぎる。いじめは、そう簡単に解消するものではないという認識のもとに、目安としては3ヵ月ぐらいの間は具体的な実態がないというようなことや、何よりも被害児童生徒自身と話をして、そのことを余り気にしなくなっているというようなことを確認していく必要があるというようなことが書いてあります。その辺を少し要約しながら、いじめの解消についてあまり安易に判断せずに、少し長い目で見守りながら丁寧に取り組んでくださいということは書き加えても良いのかなと思います。

●委員

17ページの中ほどにある「いじめ防止等に関する措置」の「②いじめの防止のための取組」についてですが、その右側に追記として書いてあるものの中で、3行目ですが「学校いじめ対策組織の構成員である教職員が講師を務め実施するなど・・・」という書きぶりについて、授業を通して学校いじめ対策組織の存在を子どもたちが認識するように取り組むとありますが、学校の教員が講師を務めるっていうことに関係して、先ほどリスペクトアザースの話をさせていただきました。昨年、市内の中学校で176名を対象に体育館で8名位のグループで議論を行うということで、20のグループを

つくっていたのですが、そのうち15のグループには人権擁護委員が入って進行役を務めました。残り5つのグループは、人権擁護委員が足りませんでしたので、学校の教員が進行役となりました。

実は、その協議における生徒との関わりなのですが、どのような内容が議論されたのか、後で模造紙に書かれた記録を確認したのですが、我々人権擁護委員が進行を務めたグループの議論はたくさん出ていました。小学校の時のいじめ、こんなことがあったということから始まって、中学校に入ってから実は・・・とかいって声を潜めて、こんなこともあるのですよみたいな話も出てきました。ところが、教員のグループの方はというと進行役を担任以外の教員にお願いしたのですが、やはり話が出てこないのです。教員と生徒との関係は、そういう場でいきなり変化することなく、やはり模範回答的というか、いじめはあってはいけないとか、見て見ぬふりはよくないといいうような感じの発言ばかりで終始していました。つまり、学校の教員がそのような形で生徒の本音を聞き出すことはなかなか難しい状況にあるのではないかと思います。むしろ、学校のいじめ対策組織の中で構成委員となっている社会人や、学校に直接関係のないような人のほうが生徒の気持ちを引き出せるのではないかなどと思いました。

今年度は2校の中学校に出かけます。実は、昨年実施した市内中学校の校長先生からは、去年の人権教室に参加した生徒の今年の人権作文の中身が随分と変わってきたということを聞きました。やはり本音を聞き出す、いじめが起きにくい学校をつくっていくためにも、そういう外部の協力も必要ではないのかなというようなことを感じながら、この資料を読ませていただきました。もっと多様な、そういう子どもたちとの関わりを考えていけば、もう少し子どもたちも気持ちを表すことができるのかなというようなことを感じたものですから少しお話しいたしました。

●会長

ありがとうございました。非常に大事なことだと思います。17ページの左側、委員が発言されたところの現状の文章は、「学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実・・・」云々というところで、そこで子どもたちが他者とコミュニケーションを図る能力を育ててというところなのですが、そこに教員だけが関わるのではなくて、やはり外部の人でないとできないこともある、そういうご指摘だったと思います。その右側、17ページの一番下のところに「指導に当たっては」という書き込みがあって、「児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することに

よって、正面から向き合うことができるような実践的な取り組みを行う」ということなので、その部分に関連した事例を発言していただいたと思います。

主体性と言いますが、このことが一番大事なことになります。このことは、参考資料1の「4.いじめの未然防止・早期発見」に書かれています。いじめの未然防止や早期発見については、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することができるということが最初に上げられております。このことは、どこかに書き加えたいと思います。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

一番難しいですね。一方で子どもたちを少し油断させて、ゆっくりと自分のいろんな体験を緩く話し、自分たちで考えていくって言いながら、絶対に許されないので厳罰が処されることもあるみたいなことを片方で言われている。非常に難しいことを両方でやっているなという感じがします。実際そうなのでしょうか。

●委員

子ども同士というのは、本当に何かお互いを優しく見ているものです。例えば、ある子どもが、僕は誰も友達がいないというような発言をしたことに対して、別の子がじゃあ、俺は一体なんなんだとか言って、俺は友達のつもりだぞっていうようなことを、その8人の輪の中で言っていたのですが、何かそういうことを普段からしゃべれる場がないのでしょうか。授業の中でこうした心の発露みたいな場をもっとつくってやることが、それはなかなか授業時数との関係で難しいとは思いますが、ただ、今、2校から人権教室をぜひ実施したいと言っておられるところをみると、もっと子どもたちが語りたがっているという現れですので、そういうことを何か引き出してやりたいと思いました。

●会長

本音で話して受けとめられる場が、中学、高校に行くにしたがって、少なくとも安心して出しても大丈夫みたいな、そういうのが少なくなっています。多分、それがないと対話的な学習はできないので、学習指導要領的には、主体的・対応的な学習のベースはそういうところにあるのではないのかなというように感じます。

資料1の14ページ以降に赤字がありますが、何かここは書きえたほうが良いというところがありましたら、ご発言ください。

●委員

18ページのポイント7は入れて欲しいです。

●会長

18ページのポイント7はいじめの防止についてです。これは新しく書き加えられたところで、実際に発達障がいの子どもとかの、様々な事例が挙げられていて、こういうところについては、特段に注意しないといけないということがここに上げられています。これは、いじめの防止について上げられた新しいポイントですので、ここを入れさせてもらってよろしいですか。

●委員

はい（一同了承）

●会長

そのほか、19ページの右側の中ほどにポイント3として、これは先ほども発言いただいたので、情報提供とか迅速な対応といった内容を入れさせていただく。それから、19ページの右下のポイント5、いじめの対処ということで、これも先ほど2つの解消の要件を入れさせていただくことにさせていただきました。以降、20ページ、21ページ、22ページぐらいまでが大きな3、第3章の3番というところになります。

22ページの情報モラルの話は、書き込んだほうが良いと思います。22ページ、右側にインターネットの話がでてきます。このとおり書き込むかどうかはともかくとして、少し書き込ませていただくということでよろしいですか。

(4) その他の留意事項の中にも、先ほど出てきた校内研修の話ですが、現在、年に1回以上となっているのが年に複数回と、国のガイドラインも改定になっていて、複数回に書き直させていただきます。

それから、23ページの大きな4番が重大事態への対応になるのですが、ここは資料2のところを入れていくっていう話でよろしいですか。

●委員

はい（一同了承）

【議事（2）】

（重大事態の対処）

●会長

それでは、二つ目の議事に入りたいと思います。一度、事務局にお返しして、資料2について説明をお願いします。

●事務局

重大事態の対処につきましては、資料2でございますので、資料2をご覧いただきたいと思います。資料2でございますが、左側には、資料1と同じく現行の島根県いじめ防止基本方針のいじめ重大事態の対応にかかる部分を記載しております。右側には、文部科学省によりこのたび新しく策定されたいじめ重大事態の調査に関するガイドラインについて、県の重大事態の方針に該当する部分の横に記載しております。

資料1と同様に、改定のポイントとなる部分を太線で囲み、事務局として盛り込む必要があるのではないかという内容につきましては、予め赤色で示させていただいております。

なお、重大事態の対処につきましては、資料2の3ページをご覧になっていただきたいと思いますが、3ページの上の部分ですが、「重大事態の対処については、平成29年3月に文部科学省が策定したいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを参照すること。」という一文を県の基本方針に盛り込み、国の重大事態の調査に関するガイドラインそのものを参考することの必要性を示してはどうかというふうに考えております。重大事態への対応についての国の示すガイドラインをどのように県に反映させるのかということについて、資料1と同じように検討していただきますのがこの資料2でございます。

●会長

資料2の左側にあるところが、先ほどから議論してきた基本方針の第1章、第2章という読み方で良いのですか。

●事務局

第2章の4や第3章の4の重大事態への対応について、国が新しく策定したガイドラインの中身を入れていくということになります。よろしくお願いします。

●会長

資料1の11～13ページに重大事態への対応について書かれていますが、その重大事態に関する部分だけを資料2にピックアップして、何を加えていくのかを資料2で見ていくのですか。

●事務局

はい。

●会長

わかりました。はじめに出てくる資料2の書き加え部分は、4ページのところからですね。これが、重大事態の定義にかかわって、把握する発端っていうことで、疑いが生じた段階で調査しなさいということについて書き込みされています。

それから、4ページ右側中ほどに「重大事態の範囲」ということに関しては、かなり細かな例が挙がっているのですが、書くことは難しくないとは思いますが、今回の改定に併せて書き込む必要があるのかですが。

●事務局

ガイドラインを参考するとかで対応できると思います。

●会長

それで十分だと思います。5ページの重大事態を把握する端緒の問題についてですが、これは、保護者、あるいは本人からの訴えがあったときには、その時点で重大事態とは言えないと考えたとしても、発生した可能性があるものとして報告、調査に当たるというようなことですので、これは書いておきましょう。

以降ですが、8ページにポイント2があります。これは、これまで書かれていたことと、調査に当たって、保護者、あるいは本人にどういったことを説明しておかなければならぬかということについての大変な項目が入っていますので、これは書き加えておく必要があると思います。全文を書くかどうか、項目としては一応網羅しながら、詳しくは国のガイドラインを見てくださいでも良いですけど、一応こういうことについては事前に説明して調査に入りますというようなこと、あるいは了解があった上での調査ですというようなことについては、確認しておく必要がありますので、ここは項目を入れさせていただこうと思います。

さらに11ページの下を見ていただくと、調査結果の説明、これについても、このような形でということについて、国から示されております。ポイント3として、調査結果の説明・公表に関して、あるいはそれに伴う個人情報の保護に関してということの書き加えですので、これも入れさせていただいても良いと思います。

特段変わったことが書いてあるわけではなく、基本的なことが書いてあるので、何度も繰り返すという必要はないのですが、基本的なところを押さえて、どこかに記入しておくということにさせていただきたいと思います。

事務局に質問ですが、ポイントと書いてあって、赤字ではないところは現在の県の方針に入っているという意味ですか。

●事務局

現状、入っているという意味ではなくて、ポイントの中で特に必要なものだけを赤字にしたものです。

●会長

ポイントの中で、赤字になっていないところで、これを入れておいたほうが良いというご指摘があれば、発言してください。

●委員

資料2の9ページの右側の中ほどに、「外部に説明を行う際の対応」という記述があります。これは自死の時ですか。

●事務局

これは重大事態の時でございます。

●委員

遺族という言葉があるので、下に自死の事案がありますよね。

●事務局

はい、自死の場合などの重大な事態の時の想定です。

●会長

次に、14ページの左側の一番上のところですが、ここは地方公共団体の長等による再調査のことが書いてあります。この内容は、今の県の方針にも書いてありますか。

●事務局

ここまで細かく書いてありません。

●会長

学校、あるいはその教育委員会による調査が十分ではないときに、このような知事による再調査が行われるということに関しては書いておく必要があると思います。

今、第2章の4の(2)や、第3章の大きな4番にある重大事態への対応というところについて、国が今回改定された重大事態の調査について、県の方針へ書き込む内容を確認していただいたところです。資料2について、他にお気づきの点がありましたら、ご発言をお願いします。

一読しましたが、ほぼ事務局の考えのとおりの赤字を書き加える形で良いと思います。はじめに事務局から説明があったように、3ページに国のガイドラインのことが触れてあり、場合によっては、そちらを読んでくださいということが書いてあるので、

多くの書き込みは不要だと思います。したがって、資料2については、ポイントだけを書き込むような形にしたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

(第4章)

もとに戻りまして、資料1の25ページ、第4章が残っておりました。第4章は、「市町村及び市町村教育委員会との連携」ということで、地方いじめ防止基本方針の策定、それから、専門的な知識を有する者の確保等、それから、教職員への研修の実施についてです。ここに関しては、このままで良いと思います。

(県の基本方針に書かれていない記述)

25ページの真ん中以降に線が引かれてあるところ以下については、今、県の基本方針に記載されてない内容が新たに国の改定により追記されているところがあるという紹介だと思います。

この部分について、どういうふうに入れておくかということですが、先ほどから繰り返しのところもありまして、例えば25ページのポイント4として囲んであるところは、先ほど議論したように、これはどこかに入れさせていただくということなので、これは書き加えるということで良いと思います。

あと、教職員の問題、免許更新講習とか様々な機会に研修、こういう内容を取り上げるようにということが出てきます。

先ほどご指摘があった中で大事なのは、26ページのポイント6の保護者など国民に広くって・・・というところなのですが、この部分を保護者とか地域の方々にこういったことの趣旨とか、あるいは、スクールソーシャルワーカーの意味をご存じではない方もあるということも出てきました。そういう保護者や地域と広く連携していくという項目の中にこういった趣旨を取り入れた書き加えをするということでよろしいですか。

それから、26ページにポイント6としてもう一つ枠囲いがありますが、ここにも同じような話が書いてあります。これも先ほどこの部分は少し具体的に書き込みをすることありましたので、これもどこかに書き込みするということで良いと思います。

他に県の基本方針について、これを入れておかないといけないことがありましたら、ご発言ください。特によろしいでしょうか。

(その他)

資料1、2についての検討が一段落しましたので、残りの時間は、その他、ご意見、ご指摘等を承りたいと思います。

●委員

今のことに関係するのですが、2点ほどお聞きしたいことがあります。1点は、先ほどガイドラインを参照することとして文言を入れるということについて、このガイドラインというのは、各市町村や学校にはどういう形で周知されているのでしょうか。

●事務局

今年の3月に、各市町村教育委員会や県立学校へ、国の改定内容を周知しています。

●委員

学校がその気になれば、国の改定内容を参考して、自らで改訂できる仕組みになっているということですね。そういうシステムができ上がっているということですね。

●事務局

はい。国のホームページにも出ておりますし、改定の内容は確認できます。

●委員

もう1点は、先ほど最初に会長が触れられたことですが、県の方針をつくる、見直しをするということと、市町村、各学校での見直しを、同時並行的に行う。従って、特に県の改訂内容を受けて見直すということではないというお話だったと思うのですが、各学校とか市町村はどういうように取り組むのだろうという思いがあります。自主的にそれが改訂に取り組んでいるのか、それとも、何か県から指導というか、連絡するのか、その辺はどうなのですか、流れとして。

●事務局

年度当初の管理職を対象とした施策説明会に、国の改定を受け、県も改訂を行います、それから各学校のいじめ防止基本方針については、毎年見直しをお願いしたいということと、今回、国もこういう見直しをしているので、国などの動向も見ていただきながら方向性を考えていただきたいということをお願いしています。併せて、県も改訂するので、改訂後には、また参考にしていただきたいということで連絡をしております。

●会長

よろしいですか。

●委員

はい。

●会長

県版がこうやって改訂されたときには、県版の周知に伴って、もう1回各市町村教委や学校は見直しをされるということで、県の書かれているポイントで欠けているところがあれば、また各地域や学校で補っていただくということで良いと思います。

ほかにいかがですか、何か。今後の流れは、先ほど申し上げたように、今日いただいたご意見を少し事務局と私で協議させていただいて、新しい県版の原案をつくって、後日、それで皆さんにお示しするということにしたいと思います。

その他、何かご意見を承っておいても良いのですが。言ってみれば、国のバージョンがあるわけですので、その上で県がどういうところを重点化してポイントとして押さえていくかということのほうがむしろ大事で、国より、より詳しい書き込みをした分、厚いものをつくることが目的ではないので、逆に言えば、先ほど県らしいということも発言されていましたので、ポイントを絞りながら大切なところは届くようなことをもう少ししてみたいと思います。

●委員

島根県に特化したようないじめがあるということはありますか。

●会長

それは、参考資料4の「島根県いじめ問題対策連絡協議会の主な意見」の中に、ブラジル出身の方の人口が増えているところがあるので、そういうとこには特異な事象もあるのではないか的な書き方がしてありました。それは、先ほどの18ページの発達障がい等のポイントの中に出てきたところもあったので、そういうところで少し考慮して書かせていただきたいと思います。

参考資料4については、既にお読みになっていると思います。参考資料4に書かれている意見の中で、やはり書き込む必要があるのではないかとお感じになるところがありましたら、この際、発言していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

●委員

なかなか思いつかないですが、ただ、島根県は小規模校が多いっていう実態はある

と思います。

●委員

だから、幼・小・中とずっと同じ、固定した関係ですね。

●委員

そうです。人間関係は固定化しますね。

●委員

そういう特殊な県なのかもしれません。

●会長

昨年、皆さんに関わっていただいた重大事態も、そういったニュアンスがあるものでございましたので、やはり小さいときから同じ人間関係の中での力関係の逆転といったことがあるような事案もありました。その辺のことは少し考えながら書く必要がります。他に押さえておくべき視点をご指摘いただければありがとうございます。

●委員

押さえておくポイントとかではないですが、幼児教育の中で、幼稚園の先生とか保育士の方々が、いじめの問題について、いわゆる養成校とか教育機関の中でどう取り上げられているのかなというのが、少しかかわった上では見えない、単元的にそういうものがあったのかを記憶してなくて、どうなのでしょうか。

●会長

免許法上は、幼児教育や幼稚園の先生の免許の中に教育相談に関するものがあって、カウンセリング等を含むという内容で構成されているのですが、その中でいじめの問題を特別に取り扱っているかっていうことは、その授業をする人にかかっていて、そのシラバス（学習計画）の中に含まれていれば、取り上げられるのですけれども、取り上げていない場合もあるかもしれません。

それから、第一、保育の現場そのものの中にいじめというものが、保育の時代にあるという認識、その芽があるという認識で取り上げられているかどうかは大変疑わしいと思います。

私は、そういう認識で取り組まないといけないと、以前からお話ししています。けんかとか物の奪い合いとか、意地悪なことを言うとかは日常茶飯事です。だから、逆に言えば、そこにどう関わるかということが全てです。ほかにいかがでしょうか。

●委員

はじめに発言されたように、本当に良い方針が策定されたとしても、教職員のゆとりがないとなかなかそれが活かされないというのは、私も今、スクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーとして学校に入らせていただいているが、先生は、本当に一生懸命、暇もないくらい動き回っておられます。

そこで、あの子やこの子のこと、学級全体や学校行事のことに関わっておられます。やはりゆとりを教職員がどうやって生み出せるかとか、それから、先ほど発言のありましたチーム学校という形で、本当にどう組織的に、それがうまく機能できるような形で組織づくりができるかみたいなところだと思うのです。組織づくり自体も、忙しさの中で、早々にするしかないという現状もあるということです。

そんなことを踏まえた上で、子どもたちのいじめに対する問題について大人がどう考えるかが大事あることをしっかりと知りたいというか、学校関係者だけではなくて、もっともっと社会全体がそのことを認識しながら、子どもの動きとか学校の動きとかを見ていただけたら、随分違うのではないかなということを思います。

●会長

今回、保護者とか地域に関する書き込みが結構あるのも、そういうところが一つは背景にあります。子どもたちは本当に乳幼児の時から、大人の気持ちがどっちへ向いているのかということにとても敏感なのです。だから、本当に自分たちの方に向き合ってくれているかどうかということを見ていますとか、そういうところが一番ベースにあるっていうことを踏まえながら、作業に入りたいと思います。

●委員

学校の先生がゆとりをいかにつくっていくか、これはどこかに文言として入れておく必要があります。ボリュームが増えていくと、やるべき義務とか責任とかばかり増え、自由裁量やゆとりの中で子どもたちと関わっていく時間というのがどんどん減つてきていくようになります。やっぱり一番は、普段の先生方と子どもたちの触れ合いだと思います。

それから、いじめ重大事態に、私も一部関わさせていただいたことが、とても参考になりました。発生からの初期対応、それからその後の対応など、いろいろと問題があったと思うのです。そういうことをもう少し県の方針に盛り込めるようにしていくと良いと思います。島根県での一種の縮図みたいで、いろんな要素を含んでいると思います。

●会長

ありがとうございます。

●委員

それからもう一つ、やはり小さいときの教育やしつけなど、何事もそうですが、予防というのか、起こらない土壤の醸成が一番大切だと思います。事後の対策というのは、国や県がすることかもしれません、もっと大事なのは予防だと思います。

●会長

ありがとうございました。今日、全体に出てきた議論の中で、まとめに当たるような話をいただきましたし、重大事態で、私が学んだことについても少しそのものではないけど、活かしながら作業を進めたいと思っております。

●委員

近年、生徒のいじめに直接関わることがいろいろあるのですが、休み明けに自死する子どもたちが統計上多いというようなことが数年前から報道されています。それは、例えば島根県においてはどういう傾向があるのかというようなところが実態としてもしあわかれ。今は、始業式がだんだん各学校によって分散してきていますが、9月1日とか2日ということで新聞に書かれているものですから、心配しています。

●会長

インターネットの上では、その防止キャンペーンも随分されてきましたのですが、その分、幾つか事例がやっぱり起こってしまっています。昨日までの段階でも、数人そういうことがありました。何か県でそういう特徴をつかんでおられたら教えてください。

●事務局

島根県ではそういう事例はございませんが、先ほどご指摘いただきましたように、9月1日に始業式が一斉に始まるという状況にならないことが起こっています。8月下旬から学校が始まっているというようなことがあって、多少のばらつきはあります、やはり心配している事態そのものについては変わりありません。

国からも通知が来ておりまして、各学校にも届けておりますし、様々な大人の目で支援をすることについては、全国でもやっているのですが、子どもたちへしっかりと目を届けるということをしてから、新学期を始めるというような対応をしております。

●会長

厳しいところが都会ではあるということです。ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、本日のところは、いただいた意見を受けまして、私と事務局で修文させていただいて、次回の審議会で原案を提出したいと思います。またお集まりの際にご審議いただくことをお願い申し上げまして、今日は終了したいと思います。

●事務局

委員の皆様、長時間どうもありがとうございました。

私から事務連絡として2点お願いがあります。1つは、今日こうやって議論いただきました。改訂の方向性が示されましたので、今後、改訂作業に入りたいと思います。

次回の審議会については既に日程調整をさせていただいておりますが、11～12月に開催し、改訂案について引き続きご審議いただきたいと思います。開催案内については、追って連絡させていただきます。

それからもう一つは、本日の会議の内容について、発言録を事務局にて作成し、ホームページで公開したいと考えております。よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

●会長

それでは、本日の議事はこれで終了となります。皆様のご協力に感謝申し上げましてお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

●事務局

議事進行、大変ありがとうございました。閉会に当たりまして、教育監がお礼を申し上げます。

●教育監

それでは、委員の皆様方、大変ありがとうございました。最後に、委員の発言に若干関連するかもしれません、本日の朝刊に、自分が学校に出にくかった当時を思い出した22歳の若者の投書が載っていました。周りの大人から、無理なら無理して学校に行かなくても良いよという声かけ、それに対して、自分はもう突き放されたっていう思いを当時感じたというようなことをつづっている投書でございました。子どもたちに寄り添うっていうのは、口で言うのは簡単ですが、なかなかそれは寄り添い方が難しい、どこまで寄り添えるのかっていうところは非常に難しいところではないかなと思っております。そういうところもこの方針の改訂にあわせて、各現場、一人一人の教職員が人権意識を高める等々も含めまして、子どもたちへのその寄り添

い方、背景の理解の仕方等を学んでいく機会になればというように思っております。

委員の皆様方には、事前送付いたしました資料が膨大なものでございまして、しかも、本日の会議は2時間という限られた時間でございましたけれども、発言の要点をまとめていただいてのご出席で、良い意見をいただけたというふうに感謝しております。

また、修文したものを次の審議会でご確認いただくように予定しております。

朝晩涼しくなりましたが、日中は暑く、体調の変化を起こしやすい時期でございます。どうぞご自愛いただきまして、今後とも引き続きご支援賜りますようにお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

●事務局

以上をもちまして、平成29年度第1回島根県生徒指導審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。